

**富山市斎場再整備事業**  
募集要項等への質問への回答(第2回)

平成30年9月  
富山市

| No | 文書名   | タイトル               | 該当箇所 |    |     |          |           | 質問  | 回答  |
|----|-------|--------------------|------|----|-----|----------|-----------|---|---|
|    |       |                    | 頁    | 項目 |     |          |           |   |   |
| 1  | 要求水準書 | 光熱水費の負担について        | 6    | 1  | 8   | 1)       |           | 稼動準備業務に要した光熱水費相当額の支払い方法についてご教示ください。<br>また、光熱水費は「電気、ガス、上下水道、灯油」となっておりますが、使用燃料を灯油および代替燃料とした場合は代替燃料も光熱水費に含まれると考えてよろしいでしょうか。                    | 初回の光熱水費相当額請求時に合わせて請求してください。なお、光熱水費は3か月に1回の支払いになりますが、初回の支払いは、引渡しから9月までの分となります。事業契約約款(案)を修正します。<br>使用燃料を灯油および代替燃料とした場合は代替燃料も光熱水費に含まれます。   |
| 2  | 要求水準書 | 災害時対応              | 6    | 7  | (2) |          |           | (2)大規模災害への対応で、「…一時に周辺住民の緊急避難所として施設を開放すること。」とありますが、周辺住民の対象人数は、何人程度を想定すれば宜しいでしょうか。  | 「一時に周辺住民の避難場所として施設を開放する」とは、付近の避難所が開設されるまでの間、周辺住民が一時に滞留できるよう施設を開放することを意味します。<br>本施設で周辺住民が長期にわたり避難生活を行うことを想定した計画とする必要はありません。<br>この事を前提に、事業者の提案に委ねます。  |
| 3  | 要求水準書 | 光熱水費の負担について        | 6    | 8  |     | 1)       |           | 光熱水費の負担について施設引渡しまでは事業者負担で、それ以降は貴市の負担とありますが、備蓄分の燃料費についても負担は全て貴市という理解でよろしいでしょうか。  | 要求水準書記載のとおり、施設引渡し以降の燃料費については市の負担となります。備蓄分であっても、引渡し後に用意する燃料費は市の負担となります。  |
| 4  | 要求水準書 | 施設整備業務             | 7~43 |    |     |          |           | 施設整備業務の業務期間とは、設計・建設期間および稼動準備期間を合せた、2019.4月~2021.8月まで、と考えてよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。   |
| 5  | 要求水準書 | 施設規模               | 8    | 1  | (4) |          |           | 延床面積について「3,320m <sup>2</sup> 程度で事業者の提案による。」とありますが、上限下限については特に制限は無いとの考えでよろしいでしょうか。   | 上限下限を設けていませんが、市としては延床面積の大幅な縮減は想定していません。しかしながら、コンパクトかつ効率的で、利用者の利便性、遭族の心情等に配慮した、最適な施設面積の提案を期待します。   |
| 6  | 要求水準書 | 事前調査業務             | 9    | 2  | (1) |          |           | 散水で地下水を利用する場合は、井戸水枯渇調査を実施する事。とありますが、具体的には、さく井工事完了後の揚水量を確認することでよろしいでしょうか。  | 地下水の利用には、富山県地下水の採取に関する条例に基づく届出が必要となります(届出は市がおこないます)。<br>調査としては、その届出に必要な揚水量(採取量)を測定してください。<br>井戸の計画揚水量、使用パターン等を明らかにし、周辺地域における既存井戸への影響について、富山県地下水指針(第4次)等に照らして問題がない旨を記した書類(様式は任意)を提出してください。 |
| 7  | 要求水準書 | 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理 | 10   | 2  | 3   | (3)      | 1) イ<br>ウ | イ配置技術者届にて主任技術者を配置し、ウ担当技術者・協力技術者は主任技術者とは別に配置する、という理解でよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。   |
| 8  | 要求水準書 |                    | 15   | 4  | (3) | 1)<br>2) | ④         | バス待機場について、「車寄せでの待機台数を含む」とありますが、待機とはどのような状況を示しますか。1遺族分「靈柩車+中型バス1台」のバスを1台とカウントしてよろしいのでしょうか。<br>もしくは、2遺族分のバスを除き、それ以外の車寄せスペースに停車できるバスの状態を示しますか。 | 車寄せでの待機とは、バスが車寄せで会葬者を待っている状態のことを示します。<br>18頁④のバス待機場に記載の「中型バス8台分以上(車寄せでの待機台数を含む)」とは、上記の状態にあるバスの台数をカウントした上で8台以上という意味です。   |

| No | 文書名   | タイトル     | 該当箇所  |    |     |     |  | 質問   | 回答   |
|----|-------|----------|-------|----|-----|-----|--|--|--|
|    |       |          | 頁     | 項目 |     |     |  |  |  |
| 9  | 要求水準書 | 配置計画     | 20    | 4  | (5) |     |  | ・「外周道路から火葬場敷地内の様子がわかりにくくなるよう計画すること。」「夜間や休日に～敷地周囲に柵等を設けること。」とありますが、目隠しフェンスや忍返し付メッシュフェンスではなく、植栽による生垣の提案も良いでしょうか。また、高さは人の目線程度と解釈して問題ないでしょうか。  | 外周からの目隠しや進入防止対策については、植栽による生垣の提案も可とします。生垣を提案される場合は、枝打ち等の維持管理等にも配慮してください。高さについては人の目線以上と解釈してください(建物全体を覆い隠すような高さは必要ありません)。                                     |
| 10 | 要求水準書 | 建築付帯設備要件 | 20～23 | 2  | 5   |     |  | 建築付帯設備要件について、諸室に対する機器の想定などはございませんでしょうか(機器リスト等)。  | 機器リスト等はありません。最低限必要と想定される機器類については、利用者の利便性、諸室の利用形態を考慮したものとし、事業者の提案に委ねます。   |
| 11 | 要求水準書 | 仮設道路     | 36    | 7  | (1) |     |  | 「出口を市道(西番49号線)に設置する場合は、～仮設の橋を設置すること。この場合の橋脚は導水管荷重影響範囲外に設置すること。」とありますが、橋脚含め仮設の橋を架けることは建設コストアップにつながります。会葬者等の一般車両(普通車)であれば、仮設の期間を短期荷重として取扱い、導水管の耐力に問題が無ければ橋を架けなくても済むような提案は出来ないものでしょうか。また、北陸電力(株)様との事前協議、協力要請をお願いしたいと考えます。 | 要求水準書に記載のとおり、仮設の橋を架ける提案してください。<br>選定後には、北陸電力(株)との事前協議の場を設けます。  |
| 12 | 要求水準書 | 仮設駐車場    | 36    | 7  | (2) |     |  | 導水管の安全性が担保できた場合、仮設駐車場を導水管敷地(北陸電力用地)に設けることは可能でしょうか。<br>また、導水管設計における上載荷重以下であれば新斎場建設期間中の資材置き場や作業員詰所としての利用を認めていただきたいと考えますがいかがでしょうか。  | 導水管荷重影響範囲上の仮設駐車場、資材置き場、作業員詰所としての利用は原則としてできません。導水管荷重影響範囲上の利用はできないことを前提に提案をしてください。<br>なお、仮設利用については、選定後に、具体的な方策を示したうえで北陸電力(株)と協議し、了承を得ることができれば、可能となる可能性はあります。 |
| 13 | 要求水準書 | 稼動準備業務   | 43    | 2  | 14  |     |  | 「施設の引渡しから供用開始までの維持管理、職員の研修等を含めた稼動準備業務を行うこと」とありますが、①施設の引渡しとは新斎場施設引渡日を指し、②事業契約約款(案)第8条:事業期間に定める稼動準備期間において当該業務を実施する、と考えてよろしいでしょうか。  | ①お見込みのとおりです。<br>②お見込みのとおりです。ただし、新斎場施設引き渡し前に新斎場施設以外の場所において必要な稼動準備業務を実施することは可能です。例えば、新斎場施設以外の場所を利用して研修等を行うことなどが想定されます。<br>要求水準書及び事業契約約款(案)を修正します。            |
| 14 | 要求水準書 | 業務期間     | 44    | 3  | 1   | (2) |  | 要求水準書では、「維持管理業務の業務期間は本施設の引渡し後から事業期間終了までの間とする」となっている一方で、事業契約約款(案)p.12(指定管理者の指定等／第42条)では「事業者を供用開始予定日に本施設の指定管理者として指名し、本指定がその効力を生じるまでは維持管理業務を開始できない」となっています。<br>事業契約約款(案)を優先し、維持管理業務期間は供用開始日から業務期間終了までと考えて間違いないでしょうか。      | お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。  |
| 15 | 要求水準書 | その他除雪業務  | 48    | 11 | (2) |     |  | 過去3年の業者支払除雪費用の実績を教えてください。  | 除雪費用については、市内分を建設部にて一括で支払っており、斎場分の費用については不明です。  |

| No | 文書名       | タイトル   | 該当箇所 |    |     |     |  | 質問   | 回答  |
|----|-----------|--------|------|----|-----|-----|--|--|---|
|    |           |        | 頁    | 項目 |     |     |  |  |   |
| 16 | 要求水準書     | 業務期間   | 49   | 4  | 1   | (2) |  | 運営業務の業務期間は「施設供用開始から事業期間終了まで」となっておりますが、この要求水準書の記載における施設供用開始とは、新斎場施設の供用開始予定日と考えてよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。   |
| 17 | 要求水準書     | 業務期間   | 55   | 5  | 1   | (2) |  | 現斎場の解体・撤去業務において「新斎場建設に支障のある施設については先行解体可能」とありますが、平成30年度より廃止になった会館棟(第1回質問回答)についても先行解体は可能と考えてよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。<br>ただし、会館棟1階にはキュービック式高圧受電設備が設置しており、式場棟、火葬棟のすべての電力を賄っていることから、会館棟を先行解体する場合は、設備を移設する等、電力供給に支障をきたさないよう措置が必要です。  |
| 18 | 要求水準書     | 解体撤去業務 | 56   | 2  |     |     |  | アスベスト含有箇所は、添付資料9 アスベスト調査資料に示される ④テラス天井 ⑦ピロティ天井と判断されますが、解体前に再度 他箇所のサンプリングを行い、調査し検出された場合、見積りの上、別途、市と協議と考えますがよろしいでしょうか。(現状では有無を含め、アスベストのレベルも不明、見積り対応出来ない為。)<br>また、焼却炉・煙道・煙突内のダイオキシンについては特に記載が無く不明と思われます。既存斎場の解体前に調査し検出された場合、見積りの上、別途、市と協議と考えますがよろしいでしょうか。(現状では有無を含め、ダイオキシン濃度判定がレベル不明で、見積り対応が出来ない為。) | アスベストについては、あらかじめ添付資料に示した箇所以外からもアスベストが検出されることを想定して解体費用を見積もってください。他箇所のサンプリングにて検出された場合でも別途の協議は行いません。なお、アスベストのレベルについては、壁部分がレベル1、天井部分がレベル3と想定されます。<br>火葬炉、煙道、煙突内のダイオキシン類については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める特別管理産業廃棄物の判定基準値以下であることを前提に解体費用を見積もってください。判定基準値以上のダイオキシン類が検出された場合には、別途市と協議することとします。 |
| 19 | 要求水準書     |        |      |    |     |     |  | 要求水準書にある”消雪”に井戸を利用する場合、町内同意が必要となります<br>が、具体的な計画説明資料が無い段階では、同意確認が難しい為、実際の協議は適切な時期に行い、現時点においては、同意が得られる前提条件の元に方式を提案することで宜しいでしょうか  | 消雪の井戸を設置する場合、富山県地下水の採取に関する条例に基づき、「揚水機の吐出口の断面積が21cm <sup>2</sup> を超える」場合に届出が必要です。かつ、届出の際に町内同意が必要となります。<br>吐出口の断面積が21cm <sup>2</sup> を超える揚水機を設置する場合は、同意が得られる前提条件の元に方式を提案してください。   |
| 20 | 事業契約約款(案) | 事業期間   | 2    | 2  | 第8条 |     |  | 「解体撤去期間」は新斎場施設引渡日～解体撤去工事完了日」までとなっておりますが、①要求水準書p.55の解体撤去業務の着手日は事業者提案(仮設駐車場整備などのための部分解体)、②契約約款(案)別紙5のサービス対価支払い方法では新斎場施設引渡日を基準に、前後にて解体撤去業務を想定していることから、業務名称と業務期間は必ずしも一致しないと考えてよろしいでしょうか。<br>例えば、新斎場施設引渡日よりも前に発生した仮設道路整備等に伴う既存施設の部分解体費用は、解体撤去業務費と考えて間違いないでしょうか。                                       | お見込みのとおりです。趣旨明確化のため、事業契約約款(案)を修正します。  |
| 21 | 事業契約約款(案) | 稼動準備業務 | 12   | 3  | 5   |     |  | 「稼動準備業務に必要な資材、消耗品等、光熱水費は事業者負担。ただし、新斎場引渡し後の光熱水費は市の負担。」とありますが、契約約款別紙より、稼動準備業務は要求水準書の規定による施設引渡し(新斎場施設引渡しと想定)から供用開始までに実施しますので、稼動準備業務に必要な光熱水費についてはすべて貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。<br>もしくは、新斎場施設引渡し前から稼動準備業務を開始することが可能なのでしょうか。<br>稼動準備業務の業務期間および光熱水費の考え方をご教示ください。   | 新斎場施設における稼動準備業務は、新斎場施設引き渡し後の実施となります<br>が、新斎場施設以外の場所で行う稼動準備業務については、新斎場施設引き渡し前に行なうことは可能です。(例えば、新斎場施設以外の場所で予約システム導入についての葬祭事業者への説明を行うこと等。)<br>新斎場施設引き渡し後に新斎場施設で実施する稼動準備業務に係る光熱水費は市が負担しますが、引渡し前の光熱水費は事業者の負担となります。<br>事業契約約款(案)を修正します。  |

| No | 文書名                          | タイトル              | 該当箇所 |    |            |   | 質問   | 回答  |
|----|------------------------------|-------------------|------|----|------------|---|--|---|
|    |                              |                   | 頁    | 項目 |            |   |  |   |
| 22 | 事業契約約款(案)                    | 開業準備              | 14   | 4  | 第45条       |   | 1項において、「新斎場施設の供用開始予定日までに本施設の維持管理業務および運営業務の実施に必要な一切の準備(=開業準備)を完了、報告しなければならない」とありますか。<br>①開業準備は稼動準備業務とは別途の定義なのでしょうか。<br>②開業準備の開始時期をご教示ください。<br>③要求水準書では本施設とは新斎場、外構、現斎場(解体)、仮設の総称となっておりますが、本項における本施設は新斎場施設のみを指していると考えて間違いないでしようか。 | ①②事業契約約款(案)を修正します。<br>③維持管理業務や運営業務の対象は「本施設」(施設全体の総称)となります。  |
| 23 | 事業契約約款(案)                    | 別紙5<br>サービス対価     | 36   | 3  | (3)        |   | サービス対価Cについて「新斎場引渡し後に完了する施設整備費に要する費用の75%に、新斎場引渡し後に完了する解体撤去業務に要する費用の100%を加えた額とする」とありますが、新斎場引渡し後に実施する外構工事費は解体撤去業務(跡地整備業務)費として計上してよろしいでしようか。   | 具体的な費用の振り分けは提案に委ねますが、通常新斎場施設の外構工事費として計上するような費用については、施設整備費に計上してください。   |
| 24 | 提案審査<br>様式集及び作成要領            | (3)提案書類<br>設計図書以外 | 1    | 2  | 1          | 3 | 1-2-1-3 長期収支計画表<br>平成30年度税制改正が施行され、長期割賦販売に該当する資産の販売等について延滞基準により収益及び費用の額を計算する選択制度は廃止となりました。長期収支計画表の作成は、税務・会計上、一括販売基準に基づく長期事業計画でよろしいでしようか。<br>この場合、様式1-2-1-3は変更になるのでしょうか。  | お見込みのとおりです。様式1-2-1-3の変更が必要な場合は、適宜修正してご利用ください。   |
| 25 | 提案審査<br>様式集及び作成要領            | ファイル形式について        |      |    |            |   | 「提出書類 設計図書以外」について、特殊なソフトを使用しての書類作成のため、PDFとしていただけないでしようか。   | 提出書類の作成要領に記載のとおり、ファイル形式の指定が、Word、PowerPointまたは任意となっているものについては、PDF形式での保存、提出も可能です。(ただし、文字検索ができる形とすること。)ファイル形式の指定がExcelとなっているものは、必ずMicrosoftExcel形式(計算式やリンクを残した形)で提出してください。<br>趣旨明確化のため、様式集及び作成要領を修正します。 |
| 26 | 提案審査<br>様式集及び作成要領            | ファイル形式            | 2    | 1  | (2)<br>(3) |   | 提案書類(設計図書および設計図書以外)について、様式1のExcelフォーマットを除き、ファイル形式は任意として頂けないでしようか。※なおデータ提出の際は文字検索可能な形式(PDF)で提出いたします。  | 提出書類の作成要領に記載のとおり、ファイル形式の指定が、Word、PowerPointとなっているものは、作成時のファイル形式は任意とします。データ提出の際は文字検索可能なPDF形式としてください。<br>趣旨明確化のため、様式集及び作成要領を修正します。  |
| 27 | 4-5様式集(提案書類 設計図書以外／word／A4判) | ページ番号について         |      |    |            |   | 公表資料4-5様式集(A4判)のフッターに通しのページ番号が振られていますが、このページ番号についても様式と考えてよろしいでしようか。またフッターの通しページ番号が様式の場合、様式0(設計図書)にも通しページ番号を付記するのでしょうか。   | フッター記載の通しのページ番号は、質問等の便宜のために入れたものであり、様式ではありません。  |
| 28 | 優先交渉権者選定基準                   | 審査の手順             | 2    | 3  |            |   | 万一、応募グループが一つだった場合でも入札は成立することになるのでしょうか?   | 応募グループが一つであった場合にも、公募は成立します。<br>なお、優先交渉権者選定基準に記載のとおり、一定の基準を満たさない場合は、優先交渉権者として選定しませんので、応募グループが一つであった場合に当該グループが必ず選定されるわけではありません。   |

| No | 文書名                | タイトル          | 該当箇所 |    |   |  |  |  | 質問  | 回答   |
|----|--------------------|---------------|------|----|---|--|--|--|---|--|
|    |                    |               | 頁    | 項目 |   |  |  |  |   |  |
| 29 | 募集要項等への質問への回答(第1回) | 災害時対応         | 1    | 5  |   |  |  |  | 災害時対応の火葬件数は13件/日と回答がありましたが、今回の計画において、通常時の平均火葬件数も同数と考えて宜しいでしょうか。                         | 災害時対応の火葬件数は、必要な備蓄燃料の量を算出するために市が基準としているものですので、事業期間中の通常時の平均火葬件数については、基本構想案及び添付資料を参照して計画してください。     |
| 30 | 募集要項等への質問への回答(第1回) | 災害時対応         | 1    | 5  |   |  |  |  | 災害時対応の火葬件数13件/日における一遺族の会葬者人数は、何人程度を想定すれば宜しいでしょうか。                                       | 事業者の提案に委ねます。   |
| 31 | 募集要項等への質問への回答(第1回) | 第1章総則5適用法令・基準 | 1    | 4  | ③ |  |  |  | ③排水機能の確保について、"相当期間"とありますが、相当期間とは「7. 災害時の対応」に記載のある3日間と考えて宜しいでしょうか。                       | 事業者の提案に委ねますが、3日間以上を想定していただければよいものと考えます。  |
| 32 | 募集要項等への質問への回答(第1回) | 第1章総則5適用法令・基準 | 1    | 4  | ③ |  |  |  | ③排水機能の確保について、「敷地外への放流が不可能となった場合でも相当期間の排水機能の確保…」とありますが、排水機能確保の具体的対応策が決まっているようでしたらご教示下さい。 | 具体的対応策は事業者の提案に委ねます。  |
| 33 | その他                |               |      |    |   |  |  |  | 既存斎場における消雪はどの様な対応としているかご教示下さい。  | 既存斎場に消雪設備はなく、除雪車(重機)による除雪のみの対応となっております。  |
| 34 | その他                |               |      |    |   |  |  |  | 富山市洪水ハザードマップより、当該敷地は、浸水想定深さ0.5-1.0mに該当します。災害時の対応検討として、浸水想定の基準点をご教示ください。                 | 富山市洪水ハザードマップの作成には基準点を設けておらず、地盤高より浸水深を想定しています。富山河川国道事務所のホームページでもハザードマップを公開しておりますので、そちらも参考にしてください。 |